

口座振替サービス規定（抜粋）

以下の条項を一部変更いたします〔赤字部分を変更〕

改定前	改定後
第 2 条（引落し） 1.収納機関から当社に対し口座振替の振替明細が送付された場合は、お客さまに通知することなく、振替明細の請求金額をお客さまのセブン銀行口座普通預金（以下「普通預金」といいます。）から引落しのうえ支払うこととします。この場合、「セブン銀行取引規定」および「普通預金規定」にかかわらず、お客さまのお手続きなしで当社にて引落しを行います。 2.振替日において振替明細の請求金額が普通預金から払戻すことのできる金額を超えるときは、引落しを行わないものとします。 3.収納機関の都合でお客さま番号等が変更になったときは、変更後のお客さま番号等で引続き取扱うものとします。 ((中略)) (2022 年 9 月 15 日改定)	第 2 条（引落し） 1.収納機関から当社に対し口座振替の振替明細が送付された場合は、お客さまに通知することなく、振替明細の請求金額をお客さまのセブン銀行口座普通預金（以下「普通預金」といいます。）から引落しのうえ支払うこととします。この場合、「セブン銀行取引規定」および「普通預金規定」にかかわらず、お客さまのお手続きなしで当社にて引落しを行います。 2.<u>振替明細にて指定された</u>振替日において振替明細の請求金額が普通預金から払戻すことのできる金額を超えるとき <u>(以下「残高不足」といいます。)</u> は、引落しを行わないものとします。 <u>なお、一部の収納機関については、当社所定の期間において残高不足が解消されるまで毎営業日引落しを行います。</u> 3.収納機関の都合でお客さま番号等が変更になったときは、変更後のお客さま番号等で引続き取扱うものとします。 ((中略)) <u>(2026 年 9 月 10 日改定)</u>